

提案書評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・特定する。

また、特定された提案書の応募者を、契約の相手方として特定する。

1. 評価項目と評価基準

(1) 業務内容の理解度：

仕様書等に基づき提案要求別に業務実施体制、連絡体制、管理責任者資格等、全般スケジュール等が示されているか。

(2) 提案内容の優良性 1：

提案要求事項と同様の実績結果や市場調査等に基づいた具体的な提案又は参考となる調査結果等を用いた提案がなされているか。

(3) 提案内容の優良性 2：

(2) の提案に係る実現性・効果性の期待度

(4) 提案内容の独創性：

提案要求事項で求める調査内容、委託内容等における提案内容が、実績、市場調査、見解等理由を付した上で、独創的又は独自性のある提案がなされているか。

(5) 業務実施の確実性：

国、地方公共団体等からの委託による同種又は類似の業務実施における実績件数及び当該提案により得られた効果等

(6) 業務遂行の安定性 1：

「個人情報保護に関する法律」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関係法令及び関係規定等の遵守、また、業務の遂行において知り得た個人情報等に漏洩、滅失、毀損等の防止その他適正に管理するための措置として社内規定、社内倫理及び社内コンプライアンスの徹底の体制が講じられているか。なお、再委託を行う場合は、再委託先における同等の体制が講じられているかも含む。

(7) 業務遂行の安定性 2：

提案要求事項に則った全体スケジュール及び提案内容別のスケジュールが明確に示してあり、また必要な資格、配置人員及び再委託の承諾が必要な場合は、再委託業務内容及び再委託する理由が明記されているか。

※再委託の承諾を必要とする業務＝業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断）を除いた、軽微な業務（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・

文献購入、消耗品購入、会場借上等)の適用を受けないもの。

(8) 業務成果の中立性：

当局及び連携先等委託元全ての者が求める仕様書及び提案要求事項に基づいて、特定の者や関連企業等に対してのみ優位に働くことなく、公正中立な立場で業務を遂行の上、成果を示すことのできる体制について記載すること。なお、社内規定、社内倫理及び社内コンプライアンス等に定めのある場合は、その内容

(9) 専門的知識：

仕様書及び提案要求事項並びに提出された提案書の業務の遂行において、指定した資格以上の専門的知識を有した者に係る資格証明書(写)の添付又は実績等が確認できる書面等の添付。

(10) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(総配点に占める割合により算出)：

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業であることの適合状況を示す当局の指定する書面及び証明する認定書等(写)の添付

2. 特定方法

(1) 評価委員が、提案書ごとに、1.(1)~(9)の各項目について3点を基準として1点から5点までの5段階評価を附す。

(2) 1.(1)~(9)の各項目のうち、必須とする項目で1点又は2点の評価がある提案書は特定しない。

(3) 各評価委員による1.(1)~(9)における評価の合計点の平均点が採点項目数×3の点以上であり、かつ、1.(10)に基づき総配点に占める割合による加算を行い算出した結果、最も高い評価を得た提案書を特定する。

(4) 最も高い提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

(5) 1.(10)は5%とする。各配点については、下記のとおり

プラチナえるぼし	2.4点	プラチナくるみん	1.9点
えるぼし3段階目	1.9点	くるみん(新基準)	1.5点
えるぼし2段階目	1.5点	くるみん(旧基準)	1.0点
えるぼし1段階目	1.0点	青少年雇用促進法(若者雇用促進法)	
行動計画	0.5点	に基づく認定	1.9点